

基安安発第0222001号
平成20年2月22日

総務省消防庁国民保護・防災部参事官 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長

クレーン等安全規則第26条、第27条、第72条及び第73条の解釈について（回答）

平成20年2月18日付け消防参第16号をもって照会のあった標記については、
貴見のとおり差し支えありません。